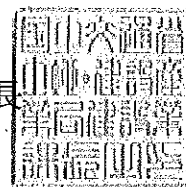


平成24年5月1日
国土建第51号

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について

平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところですが、当該改正に伴う留意事項について、別紙のとおり各公共発注機関あて通知いたしましたので、貴団体におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、経営事項審査の申請等に当たって適切に対応されますよう、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

平成24年5月1日

国土建第50号

各公共発注機関の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

経営事項審査制度の改正に伴う留意事項について

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第52号）及び建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成24年5月1日付け国土交通省告示第523号。以下「告示」という。）が制定され、経営事項審査の項目及び基準が改正されたところです。

告示による改正前の建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件（以下「旧基準」という。）に基づいて受審した経営事項審査において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」に関し、いずれも加入している又は適用除外とされている場合は、旧基準に基づいて受審した経営事項審査の審査基準日と同じ日を審査基準日として、告示による改正後の建設業法第27条の23第3項に定める経営事項審査の項目及び基準を定める件（以下「新基準」という。）に基づいて改めて経営事項審査を受審したとしても、総合評定値に影響はなく、旧基準に基づく審査結果と新基準に基づく審査結果は、競争参加資格審査においても同等に取り扱うことが可能です。

告示の施行後は、新基準が適用されることとなりますが、公共工事の入札契約手続の円滑な実施に支障が生じないよう、貴職におかれましては、当該影響のない場合について、特段の御配慮をお願いいたします。

再審査の取扱いについて
(保険未加入企業への減点措置の厳格化関係)

- 既に受審した経営事項審査において、いずれの保険も「加入有」又は「適用除外」とされている場合においては、新基準による再審査を受けた場合も総合評定値に影響はないが、いずれか一つの保険について「加入無」とされている場合には、総合評定値が変わることとなる。
- 発注者が、今後の競争参加資格審査において、下表のうち「影響なし」とされているケースについては旧経審の使用を認める旨の取扱いを行った場合、再審査の受審が必要となる建設業者は下表のうち「影響あり」とされる企業に限定される。

【現行の加入有無による改正の影響】

		健康保険及び厚生年金保険		
		加入有	加入無	適用除外
雇用保険	加入有	影響なし	影響あり	影響なし
	加入無	影響あり	影響あり	影響あり
	適用除外	影響なし	影響あり	影響なし